

# 北海道日豪協会 会則

## 第 1 章 総則

第 1 条 (名称) 本会は北海道日豪協会 (Hokkaido Japan-Australia Society) と称する。

第 2 条 (目的) 本会は北海道とオーストラリアとの教育・文化・スポーツ・経済・科学等の交流促進を図り、日豪両国の親善に寄与し、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第 3 条 (事業) 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 オーストラリアについての理解を深めるための各種文化活動
- 2 オーストラリアに関する各種行事の主催、共催、後援
- 3 来道オーストラリア人との懇談会、会員家庭への招待歓迎行事の開催
- 4 日豪の市民外交、交流の促進
- 5 その他本会の目的に沿う必要な事業

第 4 条 (事務局) 本会の事務局は札幌市に置く。

第 5 条 (支部) 本会には支部を置くことができる。

## 第 2 章 会員および役員

第 6 条 (会員) 本会の会員は正会員・学生会員・賛助会員・Aussie会員で構成される。

- ②正会員は個人会員・家族会員・法人会員とする。
- ③学生会員は中学・高校・大学生とする。
- ④賛助会員は本会を支援する法人・団体・個人とする。
- ⑤ Aussie会員は北海道に短期間滞在するオーストラリア入、およびオーストラリアに在住する日本人又はオーストラリア人で、本会に入会を希望する者とする。

第 7 条 (入会) 本会への入会は会員の紹介にもとづき、理事会がこれを承認する。

第 8 条 (退会) 本会の会員は、次の理由によって会員の資格を喪失する。

- 1 退会の申し出があったとき
- 2 本会の名誉を著しく傷つけたとき
- 3 会費を滞納したとき
- 4 本会が解散したとき

第 9 条 (役員) 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1 名
- 2 副会長 若干名
- 3 事務局長 1 名
- 4 事務局次長 若干名
- 5 理事 30 名以内 (前各号理事を含む)
- 6 監事 2 名

第 10 条 (役員を選任) 役員は、役員選考委員会の推薦により総会において選出される。

第 11 条（役員の任務）会長は本会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

②事務局長は業務全般を掌る。事務局次長は局長を補佐し、局長事故ある時はこれを代行する。

③理事は、総会において審議決定された事項について、その執行に関する責任と権限を有する。

④監事は、本会の業務及び会計について監査する。

第 12 条（役員の任期）役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第 13 条（名誉会長・名誉会員・名誉顧問・顧問・相談役）本会に名誉会長・名誉会員・名誉顧問および顧問・相談役をおくことができる。但し、名誉顧問には駐日オーストラリア大使並びに駐札幌オーストラリア領事を推戴する。

### 第 3 章 総会および理事会

第 14 条（総会）総会は会計年度終了後2ヵ月以内に会長がこれを招集する。但し理事会が必要と認める場合には、会長は臨時総会を招集することができる。

第 15 条（総会の審議事項）総会は次の事項を審議決定する。

- 1 事業報告、収支決算
- 2 事業計画、収支予算
- 3 役員の選任
- 4 その他必要な事項

第 16 条（総会の定足数）総会は正会員の過半数の出席をもって成立する。

第 17 条（総会の議決）総会における議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は議長がこれを決する。議長は総会において選出する。

第 18 条（理事会）理事会は会長がこれを招集する。

②理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。

③監事はいつでも理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 19 条（理事会の議決）理事会の議決は出席理事の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は議長がこれを決する。

②理事会の議長は会長がこの任にあたる。

### 第 4 章 委員会

第 20 条（常設委員会）本会に第3条に掲げる事業を遂行するため、次の委員会を置く。

- 1 総務委員会
- 2 広報委員会
- 3 青少年交流委員会
- 4 事業委員会

第 21 条（委員長及び担当理事）各委員会には理事の互選により、委員長及び担当理事を置く。

第 22 条（委員）本会の正会員は、原則として第20条に掲げるいずれかの委員会に所属する。

②必要ある場合、学生会員も委員会に所属することができる。

第 23 条（特別委員会）本会に第2条の目的に沿う事業を行うため、理事会の議を経て第20条に掲げる委員会の他に委員会を置くことができる。

## 第 5 章 会 計

第 24 条（経費の支弁）本会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

第 25 条（会費）会員は会費を所定の期限内に納入する。会費の額は総会においてこれを定める。

第 26 条（会計年度）本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第 6 章 付 則

第 27 条（会則の改正）本会則の改正は総会の議決によることとし、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第 28 条（細則）この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な場合、理事会の審議を経て細則を置くことができる。

第 29 条（施行）本会則は1981年11月14日から施行する。

第 30 条（改正）1989年5月19日、1994年12月10日、2004年8月7日、2016年5月21日 一部改正。